

茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。）第9条の規定により、大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域（第3において「土砂災害特別警戒区域」という。）内から住宅の移転等をする者に対し市が補助金を交付することにより、住宅の移転等を促進し、もって市民の生命の安全確保を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2 補助対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 第3に規定する補助対象住宅の所有者（区分所有建物にあたっては、建物の区分所有者に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とし、市税を滞納していない者とする。
- (2) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者。

(補助対象住宅)

第3 補助の対象となる住宅は、土砂災害特別警戒区域に指定される以前から市内の当該区域内に存在する住宅のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3に規定する構造基準に適合しないもので、現に居住しているものをいう。

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 補助対象住宅の除却のみを行う事業
 - (2) 補助対象住宅を除却し、茨木市内の土砂災害特別警戒区域以外の地域に当該住宅に代わる住宅（以下「新住宅」という。）を購入及び改修する事業で、当該購入及び改修に要する資金の一部又は全部を金融機関、その他機関から借り入れるもの
 - (3) 補助対象住宅を除却し、茨木市内の土砂災害特別警戒区域以外の地域に新住宅を建設する事業で、当該建設に要する資金の一部又は全部を金融機関、その他機関から借り入れるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、過去に補助対象住宅と同一敷地内に存する他の住宅の除却について、この要綱に基づく補助金の交付を受けている場合及び補助対象住宅の除却について国その他の機関から補助金等の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象住宅の除却等に係る次に掲げる経費

ア 補助対象住宅の除却に要する経費（除却後の跡地に住宅以外のものを整備するための経費（跡地整備費）を含む。）

イ 新住宅又は除却した補助対象住宅の代わりに賃借する住宅への引越しに要する経費（動産移転費）

ウ 除却後に新住宅を建設する場合にあっては、当該建設が完了するまでの期間に住宅を賃借するための経費（敷金を除き、家賃については入居の日から3月を経過する日までのものとする。）

(2) 新住宅の建設、購入及び改修をするために要する経費のうち、金融機関、その他機関から借り入れた資金に係る利子相当額
(補助金額)

第6 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助事業の区分ごとに千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助対象事業を行う前に茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金交付申請書（様式第1号）に市税完納証明書、茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類等を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 第4第1項第1号に掲げる事業 次に掲げる書類等

ア 補助対象住宅についての登記事項証明書その他補助対象住宅の所有者が分かる書類

イ 区分所有されている既存不適格住宅にあっては、当該住宅等の管理を行う団体の総会の決議書

ウ 補助対象住宅の位置図、平面図及び現況の外観写真

エ 第5第1号に掲げる経費の見積書の写し

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 第4第1項第2号及び第3号に掲げる事業 次に掲げる書類等

ア 前号に掲げる書類等

イ 第5第2号に掲げる経費の見積書の写し

ウ 第5第2号に掲げる経費の借入明細書の写し

エ 新住宅の位置図及び平面図

オ 新住宅を建設する場合にあっては、新住宅を建設する前の敷地及び周囲の状況がわかる写真

カ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 前項の規定により通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前項の通知後に事業に着手するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(補助対象事業の変更)

第9 補助事業者は、第8の規定による補助金交付決定を受けたのち、補助対象事業の内容を変更するときは、速やかに茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、第8第1項に準じて決定内容を変更し、茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(完了実績報告)

第10 補助事業者は、事業完了後、茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金完了実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める書類等を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 第4第1項第1号に掲げる事業 次に掲げる書類等

ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条の規定による届出書の写し

イ 除却工事の請負に係る契約書の写し

ウ 第4第1号に掲げる経費の領収書の写し

エ 補助対象建築物の除却跡地整備後の写真

(2) 第4第1項第2号に掲げる事業 次に掲げる書類等

ア 第1号に掲げる書類等

イ 新住宅の売買契約書の写し

ウ 新住宅の購入に要する費用の領収書の写し

エ 新住宅の購入のために土地を購入した場合にあっては、当該土地の売買契約書及び登記簿謄本の写し

オ 借入金の利子相当額を証する金融機関の証明書

(3) 第4第1項第3号に掲げる事業 次に掲げる書類等

ア 前号に掲げる書類等

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。）

第6条第4項に規定する確認済証の写し

ウ 法第7条第6項に規定する検査済証の写し

エ 新住宅の建設の工事請負契約書の写し

オ 新住宅の建設のために土地を購入した場合にあっては、当該土地の売買契約書及び登記簿謄本の写し

カ 新住宅の建設に要する費用の領収書の写し

キ 借入金の利子相当額を証する金融機関の証明書

(補助金額の確定)

第11 市長は、第10の完了実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、現地調査を行い、補助事業が適正に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付請求)

第12 第11に規定する補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金交付請求書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上適当と認めるときは、補助事業者に対し補助金を交付する。

(補助の取消し)

第13 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 虚偽その他不正の行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、第11の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第14 市長は、第13の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、該当取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定め、その返還を命ずるものとする。

- 2 前項の返還命令は、茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金返還命令書（様式第10号）により行うものとする。
（書類の整理）

第15 補助事業者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後、5年間適正に保存しなければならない。

（補助決定者に対する指導等）

第16 市長は、補助事業者に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な措置を求め、又は必要な指導及び助言等を行うことができ、補助事業者はこれに協力しなければならない。

（市長の指示）

第17 市長は補助金の使用に関し、必要な指示を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

別 表

経費の配分	補助対象事業の内容	補助対象額
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	移転を行う者に対して、危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	1戸当り 975,000円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費 (建設助成費)	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関、その他機関から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする)に相当する額の費用を交付する事業	1戸当り 4,210,000円(建物 3,250,000円、土地 960,000円)を限度とする。

※建設助成費については、除却等費と併せて補助対象とするものとする。

様式第1号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

⑩

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

電話番号

茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金交付申請書

茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 移転等予定年月日 年 月 日

4 移転等完了予定年月日 年 月 日

5 補助対象住宅の概要

住 宅 名 称	
所 在 地	茨木市
構 造	造 階建て（地上 階・地下 階）
規 模	延べ面積 m^2
建 築 年 月	年 月
新住宅を購入・建設する場合は、その所在地	
備 考	

6 添付書類

(1) 市税完納証明書

(2) 茨木市事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金不承認決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金は、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第4号（第10関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

印

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第5号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名
(団体名及び代表者名) 様

茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|-----------------|---|
| 1 交 付 決 定 額 | 円 |
| 2 変 更 増 減 額 | 円 |
| 3 変 更 交 付 決 定 額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長



様式第6号（第11関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所

氏 名

⑩

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金完了 実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 添付書類

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条の規定による届出書の写し
- (2) 除却工事の請負に係る契約書の写し
- (3) 補助対象住宅の除却に要する経費の領収書の写し
- (4) 補助対象建築物の除却跡地整備後の写真

様式第7号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金確定通知書

年 月 日付け実績報告書を審査の結果、茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第8号（第13関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名

印

茨木市がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市
がけ地近接等危険住宅移転等事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円